

投票が
あなたの声を
伝えよう



4月23日 日 午前7時～午後8時

中野区議会議員選挙

投票できる方

中野区で投票するには、中野区選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回の中野区議会議員選挙において投票できる方は、

- 平成17年4月24日までに生まれ、
- 令和5年1月15日までに中野区に転入届を出し、
- 引き続き中野区に居住されている方です。

☆今回は中野区の選挙のため、投票する日までに転出された方は投票ができません

選挙すべき議員の数(定数)42名



▲区HPもご覧ください

最近住所を変更した方は

| | | |
|---|--|---|
| 中野区に転入 ※「転入」は役所に届け出た日 | 1月15日までに 中野区に転入の届け出をして、引き続き居住している方 ≫ 投票できます | 1月16日以後 に中野区に転入の届け出をした方 ≫ 投票できません |
| 中野区から転出 (中野区の選挙人名簿に登録あり) ※「転出」は異動した日 | 4月16日までに 中野区から転出した方 ≫ 投票できません | 4月17日以後 に中野区から転出する方 転出する前であれば ≫ 投票できます |
| 中野区内で転居 (中野区の選挙人名簿に登録あり) | 3月16日までに 転居の届け出をした方 ≫ 転居先の住所の投票所で投票します | 3月17日以後 に転居の届け出をした方 ≫ 転居前の住所の投票所で投票します |

滞在先や病院などで不在者投票ができます

一時的に区外に滞在中の方

出張や旅行などで一時的に区外に滞在していて、投票所に行くことができない方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。事前に投票用紙の請求が必要です。

手続きには時間が掛かるため、早めに区選挙管理委員会 [HP](#) をご覧ください。

[区HP](#) ▶



郵便等投票の請求期限は 4月19日(水)午後5時

身体障害者手帳、戦傷病者手帳(一定の基準を満たす方)または介護保険の被保険者証(要介護状態区分が要介護5の方)をお持ちの方は、自宅などから郵便で投票できる場合があります。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があるため、早めに区選挙管理委員会へご連絡を。
☆新型コロナウイルス感染症で療養中の方も、郵便で投票できる場合があります。

入院・入所中の方

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方で、投票所に行けない方は、その病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。詳しくは、区選挙管理委員会 [HP](#) をご覧ください。

区内の指定施設はこちら ▶



候補者の情報はこちらで確認

●4月18日(火)～20日(木)に各戸配布される選挙公報

区民活動センターなどの区の施設や区内の各駅、期日前投票所や投票所にも備えます。また、[区HP](#)でもご覧になれます。
☆音声版・点字版もあります。詳しくは、区選挙管理委員会にお問い合わせください。

●区内316か所に掲示する候補者のポスター

4月16日(日)から掲示されます。
このポスターを破いたり、掲示場を壊したりすると、法律で罰せられます。

投票の際は、せきエチケットへの協力、周りとの距離を保った行動をお願いします。また、接触感染防止のため、持参した鉛筆で投票用紙の記入ができます。

高齢者や障害のある方のために

設置しています

●スロープ

スロープを設置して投票所の段差をなくしています。

●低い記載台

車いすの方や体の不自由な方のための低い記載台を設置しています。

投票所に 用意しています

●車いす

●拡大鏡

●老眼鏡

●コミュニケーションボード

●筆談器

●点字器 など

お困りのことなど、気軽に係員へお申し出を。また、知り合いで必要としている方にも、お知らせください



< 代理投票 >

障害があるなどの理由で投票用紙の記入が困難な方には、投票所の係員がお手伝いします。

投票の秘密は固く守られます。安心してご利用ください。

< 点字投票 >

目が不自由な方は、点字で投票できます。持参した点字器を使うこともできます。

< 投票所へ行くことが困難な方へ >

●介護保険の訪問介護(外出介助)を利用中の方

投票にも外出介助を利用できる場合があります。事前に担当のケアマネージャーへ相談してください。

●障害がある方

自宅等から投票所への移動支援を受けられる場合があります。詳しくは、区役所1階障害者支援係 ☎(3228) 8714・FAX(3228)5665へお問い合わせください。

投票済証がもらえます

中野区では独自のデザインの投票済証を作成しています。希望する方は、投票後、投票所係員にお申し出ください。



▲今回は春らしいデザインで作成

開票は翌日です

4月24日(月)午前8時から、中野区立総合体育館で開票します。



中野区の選挙人名簿に登録されている方は、開票の様子を参観できます

投票・開票状況は区HPで確認できます

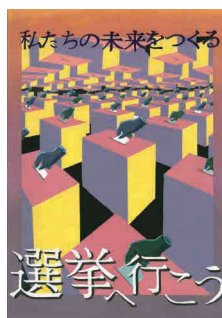
投票状況(区全体の投票者数及び投票率)

=23日(日)午前8時ごろから

開票状況

=24日(月)午前10時ごろから

貴重な一票を生かすため、
忘れずに投票しましょう



▲令和4年度中野区明るい選挙ポスターコンクール・中野区明るい選挙推進協議会会長賞作品



▲明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

区HPもご覧ください

立候補者の一覧や投票できる方など、今回の選挙について詳しく知ることができます。ぜひご利用ください。



▲区HP

投票所入場整理券(入場券)は封書で郵送します

4月14日頃までに、封書で世帯ごとに郵送します。

入場券が届いていない、紛失した、忘れたという場合でも、投票資格があれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



▲送付用封筒

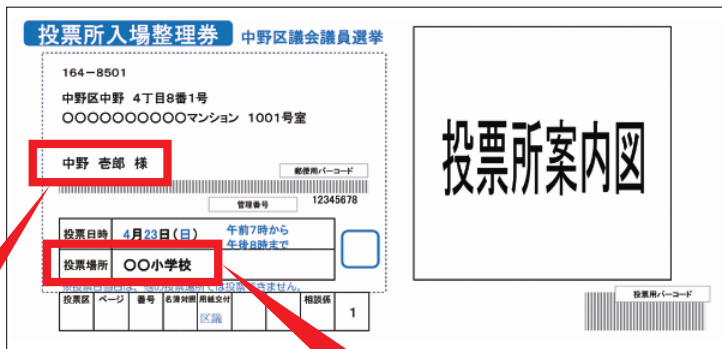


間違えないように
ココをチェック



お名前

ご自分のお名前ですか？
家族の方の分と間違えて
いないか確認しましょう



▲投票所入場整理券(入場券)

投票場所

投票日当日は、決められた投票所
でしか投票できません。
指定された投票所の確認を

期日前投票のご利用を

投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票が利用できます。混雑緩和のためにも積極的に利用してください。

開設期間中は、右のいずれの期日前投票所でも投票できます。

< 入場券が届いている方 >

裏面の期日前投票宣誓書に記入して持参すると、スムーズに投票できます。

< 入場券が届いていない方・忘れた方 >

入場券がなくても投票資格があれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

開設期間

4月17日(月)~22日(土)

午前8時30分~午後8時

期日前投票所

- 区役所1階(中野4-8-1)
- 南部すこやか福祉センター(弥生町5-11-26)
- 東部区民活動センター(中央2-18-21)
- 江古田区民活動センター(江原町2-3-15)
- 野方区民活動センター(野方5-3-1)
- 鷺宮区民活動センター(鷺宮3-22-5)



投票日当日(4月23日)は、決められた投票所以外では投票できません

※法改正により、期日前(不在者)投票宣誓書にて当日投票ができない事由を選ぶ必要がなくなりました